

徳島県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十九日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

| | | | | | |
|--------------|----------|---|--------|------------------|------------|
| 235 | 整理 番号 | 路線名 | 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始の期日 |
| 宮川内牛島 停車場 | | 阿波市吉野町西条字西大竹一 四番四地先から 同 字町口二二 八番一地先まで | | 九七六・一 | 令和五年七月二十九日 |